

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㊦ 駐車場の収容台数

（変更前）百四十六台

（変更後）三百六十一台

㊧ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）一箇所

（変更後）三箇所

4 変更年月日

令和五年四月二十八日

二 届出年月日

令和五年二月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年二月十四日から同年六月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課